

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第2期上野原市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

山梨県上野原市

3 地域再生計画の区域

山梨県上野原市の全域

4 地域再生計画の目標

本市の人口は1995年の30,248人をピークに減少しており、2020年には、22,669人（2020年国勢調査結果）まで落ち込んでいる。また、住民基本台帳によると、2025年（1月時点）には21,206人となっている。本市では、2015年からまち・ひと・しごと創生総合戦略（第1期：2015年、第2期：2020年）に取り組んできたが、人口減少に歯止めがかからない状況にあり、最新の国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2040年の人口は、15,213人、2050年には、11,762人と2015年から52.6%も減少することに加え、65歳以上の人口が生産年齢（15～64歳）人口を上回る見込みである。

1995年から2025年の年齢3区分別の人口をみると、年少人口（15歳未満）は4,902人から3,068人（62.6%）、生産年齢人口（15～64歳）は20,140人から7,745人（38.5%）減少している一方で、老年人口（65歳以上）は5,206人から3,048人（58.5%）増加している。

自然動態をみると、1995年から1998年まではわずかな増減であったが、1999年には出生数228人、死亡数263人となって以降は自然減が続き、2024年には275人の自然減（出生数64人、死亡数339人）となっている。なお、合計特殊出生率は、2018年から2022年の平均では1.07である。これは全国や山梨県平均よりも低く、県内自治体で一番低い数値である。また、市独自推計による合計特殊出生率は0.89で、更に深刻な状況となることが想定される。

一方、1997年に、転入者数1,073人、転出者数1,157人となって社会減が続いていた本市の社会動態は、250～300人の社会減を推移していたが、近年徐々に改善がみられ、2023年には107人の社会減（転入者数708人、転出者数815人）となっている。

しかし、社会動態に改善がみられても、このまま人口減少が進行すると、教育環境、商業・労働環境及び行政サービス等の悪化を招き、市勢の衰退からさらなる人口減少が加速するという、負の連鎖を呼び込むことになる。

こうした課題に対応するため、市民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現を図り、自然増につなげる。また、移住定住、二拠点居住を促進するとともに、安定した雇用、労働環境の創出や地域を守り、全世代・全市民が活躍する活性化するまちづくり等を通じて、社会減に歯止めをかける。

なお、本計画期間中、次の基本目標をかかげ、今後の人口減少時代における諸問題を市民とともに共有し、持続可能な地域社会の形成を推進するための具体的な事業を行う。

- ・基本目標1 結婚・出産・子育ての希望をかなえるまちづくり
- ・基本目標2 連携と協働で郷土愛あふれるまち・ひとを育むまちづくり
- ・基本目標3 魅力ある雇用の創出と担い手を確保するまちづくり
- ・基本目標4 多くの人が訪れ、住みたくなるまちづくり
- ・基本目標5 時代にあった地域をつくり、快適で安心な暮らしを守るまちづくり

【数値目標】

5-2の ①に掲げる事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2029年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア、イ	合計特殊出生率（5年平均）	0.89	1.46	基本目標1、2
ア、イ	上野原市全体における子育て環境や支援への満足	41.6%	30.0%	基本目標1、2

	度（満足度がやや低い、低い の合計）			
ウ、エ	社会増減数（15歳～49歳）	-67人	-122人	基本目標 3、4
ウ、エ	上野原市の情報が十分に 伝わっている市民割合	25.7%	30.0%	基本目標 3、4
オ	上野原市に暮らして幸せ だと感じるか（幸福度）	6.28	6.47	基本目標 5
オ	上野原市に住みたい と思う市民割合	49.8%	76.5%	基本目標 5

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

第2期上野原市まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 結婚・出産・子育ての希望をかなえるまちづくり事業

イ 連携と協働で郷土愛あふれるまち・ひとを育むまちづくり事業

ウ 魅力ある雇用の創出と担い手を確保するまちづくり事業

エ 多くの人が訪れ、住みたくなるまちづくり事業

オ 時代にあった地域をつくり、快適で安心な暮らしを守るまちづくり事業

② 事業の内容

ア 結婚・出産・子育ての希望をかなえるまちづくり事業

結婚や出産、子育ての一番の障害が経済的要因であることを踏まえ、妊娠・出産・子育てに対する経済的支援や子育て世帯に対する相談の場、交流の場、情報交換の場等の提供を含め、子育てしやすい環境づくりを進める。また、市内の実情に応じた出会いの機会の提供や相談を行い、

出会いから結婚までを支援し、結婚・出産・子育ての希望がかなうまちをつくる事業

《具体的な事業》

- ・（仮称）うえのはら出会いサポートセンター事業
- ・（仮称）新婚生活応援事業
- ・遠方の分娩施設への交通費等助成事業
- ・子育て世帯負担軽減事業（学童保育昼食提供じぎょう）
- ・こどもの居場所づくり事業
- ・在宅保育支援事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・意識改革を推進するための広報・啓発事業
- ・潜在保育士再就職支援事業
- ・上野原市こども計画策定事業 等

イ 連携と協働で郷土愛あふれるまち・ひとを育むまちづくり事業

市民一人ひとりが郷土について知り考え郷土愛を育み、地域で活躍する人づくりを推進する。また、市民、団体、企業等を含めた市民全体がまちづくりを自らのこととして考え、各々ができることを分担する協働体制の構築を支援する。さらに、「人」、「地域」、「団体」、「企業」、「教育研究機関」および「行政」の重層的なネットワーク化を図り、連携・協働することによって、将来にわたり活力あるまちの実現を進める事業

《具体的な事業》

- ・文化財常設展示施設運営事業
- ・G I G Aスクール構想事業
- ・地域の自然・伝統文化活用事業
- ・学校食育推進事業
- ・市民活動支援事業
- ・地域住人主導型共助コミュニティ創生事業 等

ウ 魅力ある雇用の創出と担い手を確保するまちづくり事業

上野原市にある地域資源を活かした魅力ある雇用の場を創出するため、新規地域産業の創出や起業支援等に積極的に取り組む。また、上野原市

のこれからを支えていく人材を育成し、企業の雇用ニーズと結びつける。
さらに、市内の企業、金融機関や商工会等とも連携・協働し、既存企業
の支援や事業環境の整備を進めていく事業

《具体的な事業》

- ・ 起業・創業支援事業
- ・ 中小企業・小規模企業等支援事業
- ・ 新規就農者育成総合対策事業
- ・ 地域おこし協力隊事業（地域づくり）
- ・ 鳥獣害対策事業 等

エ 多くの人が訪れ、住みたくなるまちづくり事業

自然などの地域資源を活用した賑わいの創出や点である資源を面として
繋げる環境整備を行うことで交流人口を増やす。また、新しい地域づく
りの担い手となることが期待される関係人口や移住者を増加させるため
にも、情報発信を強化し上野原市の魅力を PR することで、多くの人が訪
れ住みたくなるまちづくりを推進する事業

《具体的な事業》

- ・ 上野原市 P R 事業
- ・ 上野原ポータル（W E B サイト改修）事業
- ・ ロケツーリズム推進事業
- ・ 桂川水辺魅力化事業
- ・ 交流施設等運営事業
- ・ スポーツ施設整備事業
- ・ 推奨登山ルート等補修整備事業
- ・ サテライトオフィス等施設を活用した交流事業
- ・ 地域おこし協力隊事業（移住定住）
- ・ 移住コーディネーター活動事業
- ・ 移住促進情報発信事業
- ・ 移住促進補助事業
- ・ ふるさと納税推進事業
- ・ ふるさと納税特産品開発事業費補助金交付事業

- ・企業版ふるさと納税推進事業 等

オ 時代にあった地域をつくり、快適で安心な暮らしを守るまちづくり事業
道路網の整備や地域公共交通の確保といった地域づくりや災害の発生に備えた体制の構築と地域防災等の充実、また、人生 100 年時代を見据えた長寿社会の形成や医療体制の充実など、将来にわたり、活力があり、子どもから高齢者まで誰もが安全で安心して暮らせる環境を整備していく事業

《具体的な事業》

- ・介護人材確保事業
- ・地域医療介護連携事業
- ・地域支援事業
- ・防災リーダー養成事業
- ・書かない窓口推進事業
- ・地域交通充実事業（デマンドタクシー）
- ・簡易水道量水器交換事業
- ・上野原市高齢者外出支援事業
- ・上野原市公共施設等総合管理計画改訂及び公共施設マネジメント計画策定業務
- ・地域活性化策調査研究事業
- ・地域運営モデル事業 等

※ なお、詳細は第 3 期上野原市まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

4 の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

3,800,000 千円（2025 年度～2029 年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（P D C A サイクル）

毎年度 9 月頃に、市民や有識者を委員とするまちづくり委員会を開催し、事業の評価・検証を行う。検証後、速やかに本市公式 W E B サイト上で公表する。

⑥ 事業実施期間

2025 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日まで

6 計画期間

2025 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日まで